

令和6年5月

各 位

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
自動車整備課

「不正改造車を排除する運動」の周知について（協力依頼）

平素より、国土交通行政へのご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等による生活環境の悪化要因となり、一般市民の方から、その排除が強く求められています。

このため、毎年、自動車関係者様の協力をいただいて「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を確実に実現する取組を行っております。

国土交通省では、令和6年度においても、地方ごとに「不正改造車を排除する運動強化月間（1ヶ月間）」を設けて、重点的に自動車使用者等への周知活動を行うこととしており、その広報ツールとして、運動PR用ポスター・リーフレット及び違法マフラー排除PR用ポスター・チラシを作成・送付させていただきました。本運動の趣旨にご賛同頂き、強化月間中において、同封いたしましたポスターの掲示やチラシの配布により、本運動の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

—問い合わせ先—

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 高嶋（基準不適合マフラーについて）

電話：03-5253-8111（内線：42522）

自動車整備課 杉本、坂本（不正改造車について）

電話：03-5253-8111（内線：42412）